メモ　選挙運動規制、「買収及び利益誘導罪」――権利と自由・公正

2017.03.02 第一部門　坪郷

1.　憲法、公職選挙法、特別刑法（憲法・刑法・行政法）

憲法第 15 条　公務員の選定・罷免　国民固有の権利

第 21 条　表現の自由

公職選挙法

第１条（目的）「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」

第１３章　選挙運動

→　規制・禁止規定

第１６章　罰則

→　買収・利益誘導罪　選挙の自由妨害　選挙運動の制限違反　立候補の禁止

2.　特別刑法

「選挙運動の時期・方法・主体などの各種ルールに違反する行為に向けられた罰則」

「選挙人・選挙運動者に対する買収罪」

（杉本一敏「選挙」高橋則夫・松原芳博編『判例特別刑法』日本評論社、2012 年）

選挙権という「権利」

選挙の自由・公正（公明・適正）

「形式犯と実質犯（腐敗的）」

イギリス「腐敗行為と違反行為」　「買収者と被買収者」

ドイツ「実質犯的性質の選挙犯罪のみ刑法典に」「選挙の適正な執行の見地から取締法を欠く」

（選挙犯罪研究会・大谷実「注釈選挙犯罪（一）～（三）」同志社法學 21-2,3,4, 1969-1970 年）

（中山研一『選挙犯罪の諸問題――戸別訪問・文書違反罪の検討』成文堂、1985 年）

―選挙運動の規制・制限の撤廃

―買収罪の位置づけ　　選挙人　運動員・事務員・労務員　「自己負担、無報酬の原則」

―公職を選出する法律　国政レベルと自治体レベルに分離して、手続法にする?